

あいおいニッセイ同和損保

MS&AD INSURANCE GROUP



日常生活中やスポーツ中のケガに
しっかり備えたい方に。

傷害補償特約セット パーソナル生活補償保険

令和6年10月以降保険始期用



まだ誰も知らない安心を、ともに。



MS&ADインシュアランスグループは、
サッカー日本代表を応援しています。
©JFA



ケガの保険



「タフ・ケガの保険」は
ベルマーク協賛商品です。



タフイー&ハッピー

「タフ・ケガの保険」の3つのコンセプト



「迅速」

お客さまへの対応を迅速に行います。



「頼れる」

高品質な商品・サービスで
お客さまをしっかりお守りします。



「優しい」

環境に配慮した活動や社会貢献に
お客さまとともに取り組みます。



まだ誰も知らない安心を、ともに。

シーエスバイ

バイ

ディーエックス

CSV × DX

Creating Shared Valueの略語
社会との共通価値を創造していくこと

デジタルトランスフォーメーションの略語
デジタル技術を活用し、価値を変革させること

お客さま・地域・社会とともに、
さまざまな課題を解決し、
よりよい未来を実現

データ・デジタルの活用で
健康増進に寄与

人生100年時代を迎える中、当社はCSV×DXをコンセプトに「元気で長生きを支える社会」をサポートすべく、お客さま・地域・社会の皆さまとともに、特色ある商品・サービスを通じて社会・地域課題の解決に取り組んでいます。

新しい安心の「カタチ」を提供

「タフ・ケガの保険」は、「充実した補償」を提供するだけでなく、転倒リスクを把握可能なサービスなどを提供することによりケガなどの予防につながります。また、万が一の事故の際には、24時間365日安心の事故対応サービスで「影響を減らし、回復を支援」し、「充実した補償」にとどまらない新しい安心の「カタチ」を提供します。

未然に防ぐ

動画を撮るだけでかんたん解析



“動画を撮るだけ”“録音するだけ”で
転倒リスクや免疫機能低下リスクを
分析・確認可能なサービス。おすすめ
のトレーニング方法もあわせてご提
案します。

10ページ

充実した補償



ケガの保険

05ページ

影響を減らし、回復を支援

It's MORE
いつも安心。もっと安心。

24時間365日の事故対応サービス。
夜間や休日当社社員が対応し、早
期の事故解決を支援します。

16ページ



新たな価値を提供する保険を通じて「元気で長生きを支える社会」
を支援し、安全・安心な社会、よりよい未来へ



ケガの保険

3つのポイント

選べる補償範囲

お客さまの家族構成に合わせて被保険者の範囲をご本人さまのみからご家族全員まで選べます。また、**基本となる補償**は交通事故に限った補償が選択可能など、補償の範囲も選べます。



05ページ

必要な補償を組み合わせ可能

基本となる補償に加え、熱中症による身体の障害を補償する特約や、法律上の賠償責任を負担することになった場合に補償する特約など、さまざまな**オプション特約**からライフスタイルに合わせて必要な補償を組み合わせることができます。



06ページ

『CareWiz トルト for me』サービスでケガなどの予防につなげる

スマートフォンなどで撮影した動画・録音から、歩行機能や口腔機能を分析します。転倒リスクなどを把握可能だけでなく、分析結果に基づいたおすすめトレーニング方法もご提案します。



10ページ

目的別もくじ

タフ・ケガの保険

補償範囲

について

知りたい方はコチラ

05ページ

補償内容・保険料例等

について

知りたい方はコチラ

06ページ

サービス

について

知りたい方はコチラ

09ページ

保険金

について

知りたい方はコチラ

11ページ

ご契約される前に

必ず
お読みください

17ページ

STEP

1

補償範囲について

STEP

2

補償内容・保険料例等

STEP

3

サービス

STEP

4

お支払いする保険金
および費用(保険金の)
説明

STEP

5

契約概要のご説明

データで見る

日常生活で発生する、ケガに関する事故。

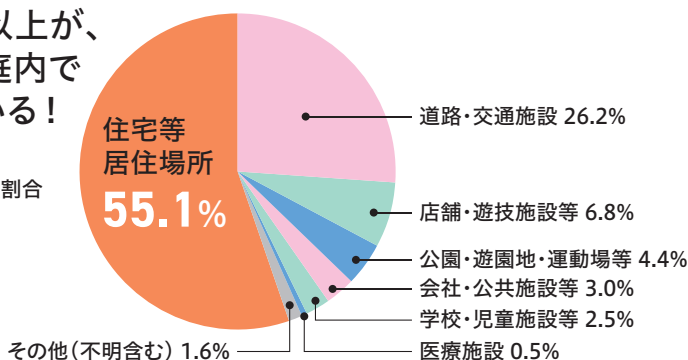
傷害保険を検討されている方に、日常生活で発生するケガに関する事故のデータをご紹介します。



日常生活でのケガ

約半数以上が、
実は家庭内で
起きている！

発生場所別
救急搬送人員割合



東京消防庁「救急搬送データからみる日常生活事故の実態 令和4年」より当社作成

家庭内でのケガが多いように、日常生活ではあらゆる場面でケガを
してしまうリスクが潜んでいます。

アドバイス

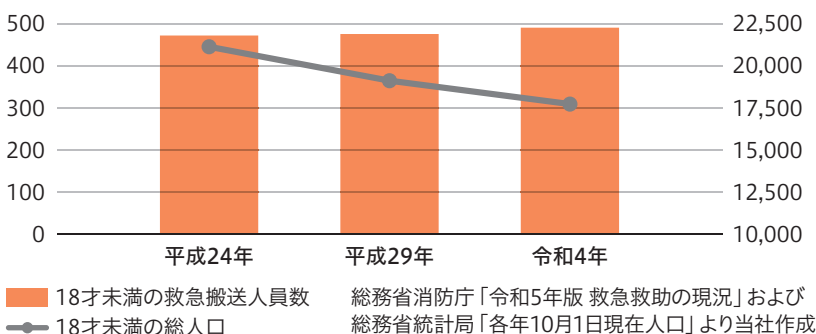
24時間日常生活中でのケガを
補償する「普通傷害」をおすす
めします。

05ページ

子どものケガ

18才未満の子どもの救急搬送される割合は増加！

18才未満の救急搬送人員数と総人口(単位:千人)



令和4年では、18才未満の子どもの
の総人口に対して救急搬送される
割合は、平成24年と比べて約1.2
倍も増えています。

アドバイス

ご家族も補償の対象となる「家
族型」をおすすめします。

05ページ

交通事故の発生件数

交通事故は、なんと約**1.7分**に**1件**
発生しています



警察庁「令和4年中の交通事故の発生状況」
より当社作成

交通事故は他人事ではありません！ 日常生活中でいつ被害になる
かわからない状況とも言えます。

アドバイス

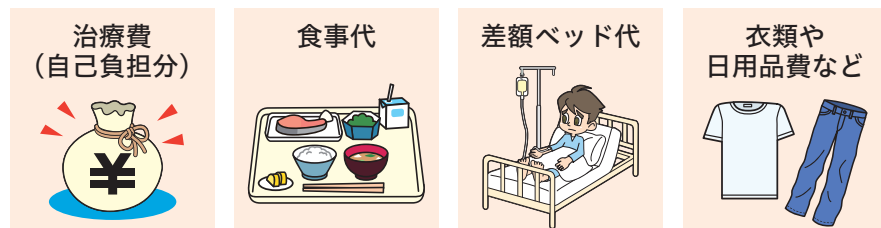
「交通事故のみ」を補償対象と
することもできます。

05ページ

入院時の自己負担額

- 1日あたりの平均自己負担額は **20,700円**
- 1回あたりの平均自己負担額は **198,000円**

〈入院時にかかる主な費用〉



公益財団法人生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」より当社作成

入院した場合、自己負担として治療費や食事代などの費用がかかります。

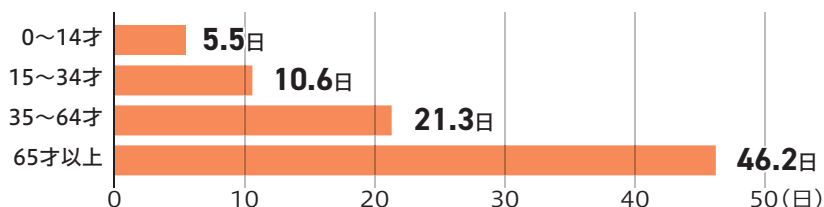
アドバイス

入院時の自己負担額を参考に、「タフ・ケガの保険」で万が一に備えましょう。

06ページ

平均入院日数

(年令別)骨折による平均入院日数



厚生労働省「令和2年 患者調査」より当社作成

ケガで入院した場合、想定以上に入院が長引く可能性があります。

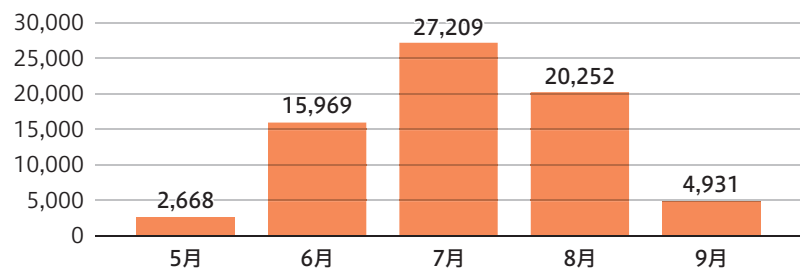
アドバイス

「タフ・ケガの保険」で入院の長期化に備えておきましょう。

06ページ

熱中症の発生件数

熱中症による救急搬送人員の月別推移(単位:人)(令和4年5月から9月)



総務省 消防庁HP「令和4年(5月から9月)の熱中症による救急搬送状況」より当社作成

地球温暖化の影響等により近年患者数が増加しています。

アドバイス

熱中症にかかった際の通院費用等を補償する特約をご用意しています。

07ページ

高額な賠償命令

事故概要	夜間、自転車で走行中に歩行中の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 (神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)
判決認容額(注)	9,521万円

一般社団法人 日本損害保険協会HP「自転車での加害事故例」より当社作成

(注)判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

近年社会問題化している自転車事故による高額賠償のケース。賠償金が約1億円となる判決の事例もあります。

アドバイス

あなたやご家族が加害者になってしまったら? そんなケースをカバーする特約をご用意しています。

07ページ

選べる補償範囲

被保険者(補償の対象となる方)の範囲や、補償対象となる範囲を選択することができ、お客さまのライフスタイルに合わせた設計が可能です。

補償対象者が選べる

基本となる補償の被保険者の範囲をお選びください。なお、被保険者本人としてご加入できる方は、始期日時点における年齢が満69才以下の方となります。

本人型	夫婦型	家族型 ^(注3)	配偶者対象外型 ^(注3)
 本人 ^(注1)	 本人 ^(注1) 配偶者 ^(注2)	 本人 ^(注1) 配偶者 ^(注2) 同居の親族 ^(注4) 別居の未婚 ^(注5) の子	 本人 ^(注1) 同居の親族 ^(注4) 別居の未婚 ^(注5) の子

※1 家族構成は、保険金支払事由発生時のものをいいます。 ※2 オプション特約の一部では、被保険者の範囲が別に定められている特約があります。

(注1) 本人とは、保険申込書の被保険者欄に記載の方をいいます。

(注2) 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

(注3) 家族型では、「本人またはその配偶者^(注2)の同居の親族^(注4)」または「本人またはその配偶者^(注2)の別居の未婚^(注5)の子」をいいます。配偶者対象外型では、「本人の同居の親族^(注4)」または「本人の別居の未婚^(注5)の子」をいいます。

(注4) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(注5) 未婚とは、これまでに婚姻歴のないことをいいます。

補償範囲が選べる

次のいずれかから
基本となる補償(傷害事故)
の範囲をお選びください。

事故の種類

交通事故



交通乗用具^(注3)の火災



改札口を有する
乗降場構内の事故



上記以外の事故



日常生活を補償
(普通傷害)

国内外^(注1)で起きた日常生活中
(スポーツ中、旅行中等)や就業中
の事故によるケガを補償します。

交通事故のみを補償^(注2)
(交通傷害)

国内外^(注1)で起きた交通事故や
交通乗用具^(注3)の火災等による
ケガを補償します。

○

○

○

○

○

○

○

×

(注1) オプション特約の「弁護士費用特約」は、日本国内の事故が対象となります。(注2)「交通事故危険のみ補償特約」をセットします。

(注3) 交通乗用具とは、電車、自動車(スノーモービルを含みます)、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます)、エレベーター等、「交通事故危険のみ補償特約」に定められたものをいいます。

組み合わせ可能な補償①

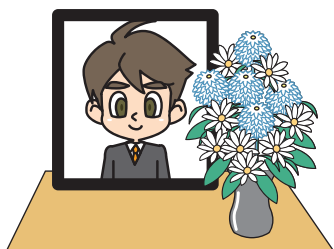
日常生活に潜むリスクに対応する補償を、選択して設計することが可能です。

基本となる補償

✓ 傷害死亡・後遺障害保険金

事故によるケガのためお亡くなりになった場合や約款所定の後遺障害を被った場合に補償します。

※事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合および約款所定の後遺障害が発生した場合が対象となります。



✓ 傷害入院保険金

事故によるケガの治療のために入院した場合に補償します(日帰り入院から補償します)。

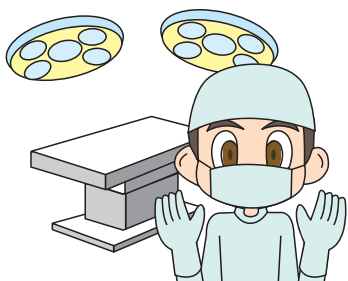
※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、支払限度日数は1事故につき180日となります。



✓ 傷害手術保険金

事故によるケガの治療のために約款所定の手術を受けた場合に補償します(入院を伴わない手術も補償します)。

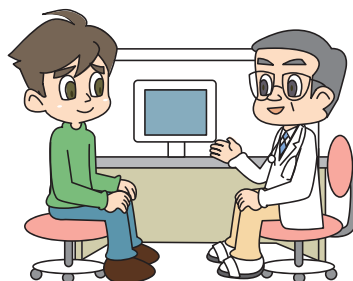
※事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が手術を受けた場合が対象となります。



✓ 傷害通院保険金

事故によるケガの治療のために約款所定の通院をした場合に補償します(入院の有無にかかわらず補償します)。

※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、支払限度日数は1事故につき保険証券記載の日数となります。



オンライン
診療にも
対応して
います!

おすすめ

✓ 自動継続特約

「タフ・ケガの保険」の保険期間は1年間のため、契約を継続する場合は毎年、継続の手続きが必要となります。「自動継続特約」をセットすることにより毎年の継続手続きが不要となるので、継続手続きの失念で補償がなくなる心配がありません。



「自動継続特約」をセットする際のご注意

- 当社または保険契約者から満期日の属する月の前月10日までに別段の申し出がない場合、満期後も同一の内容で自動的に継続^(注1)します。
 - ご契約初年度に告知・同意した内容は、継続契約においても引き継がれます。
 - 継続契約の始期日時点の被保険者本人の年齢が指定された年齢(指定がない場合は満70才)の場合は自動継続を行わず、別途、代理店・扱者よりご契約の案内を行います。
 - 保険金請求事故が多発した場合などについては、継続を中止することがあります。
- (注1) 継続契約には、この保険契約に適用される特約が適用されるものとします。ただし、継続契約の始期日における制度または料率等^(注2)を適用しますので、継続前の契約と異なる場合があります。
- (注2) 制度または料率等とは、普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等をいいます。

組み合わせ可能な補償②

日常生活に潜むリスクに対応する補償を、選択して設計することが可能です。

+ オプション特約

P13 **補償重複** マークがある特約をセットされる場合のご注意 もご確認ください。

熱中症危険補償特約(死亡補償対象外型)

急激かつ外来による日射または熱射により身体の障害を被った場合に傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いします。

※1 傷害死亡保険金はお支払いの対象となりません。

※2 交通傷害のみ補償(「交通事故危険のみ補償特約」セット)の場合はセットできません。



日常生活賠償特約

補償重複

*示談交渉サービス

日本国内外において偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまい、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合、または日本国内において偶然な事故により、電車等の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。(免責金額:0円)

※1 事故状況等により、損害賠償責任が発生しない場合等、保険金のお支払いの対象とならない場合がありますのでご注意ください。

※2 電車等の詳細はP13または「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。



受託物賠償責任補償特約

補償重複

他人から預かったものや借りたもの(受託物)の損壊・紛失・盗難により、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。(免責金額:5,000円)

※ 通貨、預貯金証書、貴金属、宝石等の保険の対象に含まれないものがあります。詳細はP14または「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。



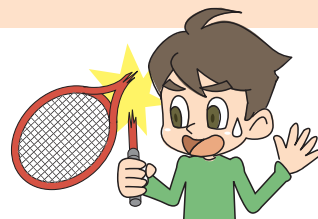
携行品損害補償特約(1事故限度額型)

補償重複

外出時に携行しているご自身の身の回り品を偶然な事故で壊してしまった場合等の損害を補償します。(免責金額:3,000円)

※1 携帯電話、スマートフォン、電子マネー、眼鏡、漁具等の保険の対象に含まれないものがあります。詳細はP14または「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

※2 「新価保険特約(携行品損害補償特約用)」が自動セットされます。



弁護士費用特約

補償重複

弁護士費用等保険金

日本国内の事故で、ケガをしたり自宅や家財に損壊を受けたりして、弁護士に損害賠償請求を委任した場合の費用を補償します。

法律相談費用保険金

日本国内の事故で、ケガをしたり自宅や家財に損壊を受けたりして、弁護士に法律相談を行った場合の費用を補償します。



保険料例

ご契約
条件

保険期間:1年間

傷害入院保険金支払対象期間/支払限度日数:180日

傷害通院保険金支払対象期間/支払限度日数:180日/30日

熱中症危険補償特約(死亡補償対象外型)セット(普通傷害のみ)

※「傷害死亡・後遺障害保険金額」「傷害入院保険金日額」「傷害通院保険金日額」「携行品損害保険金額」は本人・配偶者・親族とも同一保険金額

			普通傷害		交通傷害
(保険金額) 補償項目	傷害死亡・後遺障害保険金額		500万円		
	傷害入院保険金日額		5,000円		
	傷害手術保険金		入院中に受けた手術:傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術:傷害入院保険金日額の 5倍		
	傷害通院保険金日額		3,000円		
	熱中症危険補償(注)		○	—	—
保険料 対象となる型	本人型	月払	2,340円	2,320円	870円
		一時払	26,720円	26,560円	9,890円
	夫婦型 (本人+配偶者)	月払	4,050円	4,010円	1,280円
		一時払	46,210円	45,890円	14,620円
	家族型 (本人+配偶者+親族)	月払	8,470円	8,400円	1,840円
		一時払	96,670円	96,110円	21,090円
	配偶者対象外型 (本人+親族)	月払	6,760円	6,710円	1,430円
		一時払	77,180円	76,780円	16,360円

(注) 交通傷害のみ補償(「交通事故危険のみ特約」セット)の場合はセットできません。

+ オプション特約保険料

特約名		免責金額	保険金額	保険料		
				対象となる型	月払	一時払
日常生活賠償特約(注)		0円	3億円	—	+ 190円	+ 2,140円
携行品損害補償特約 (1事故限度額型)		3,000円	30万円	本人型	+ 230円	+ 2,600円
				夫婦型	+ 270円	+ 3,120円
				家族型	+ 350円	+ 4,000円
				配偶者対象外型	+300円	+3,480円
受託物賠償責任補償特約(注)		5,000円	30万円	—	+ 60円	+ 690円
弁護士費用特約(注)	弁護士費用等		300万円	—	+ 230円	+ 2,590円
	法律相談費用		10万円	—		

(注) 被保険者の範囲はP17 ① ②被保険者の範囲をご確認ください。

事故例と保険金お支払例(上記「普通傷害」をご契約の場合)

自転車搭乗中に交差点を右方から直進してきた自動車と接触し転倒。腰部を打撲し、10日間通院した。

傷害通院
保険金日額
3,000円

× 10日 =

支払保険金
30,000円



公園で遊んでいる際に、熱中症にかかり救急搬送。3日間入院した。

傷害入院
保険金日額
5,000円

× 3日 =

支払保険金
15,000円



スポーツ中に転倒。その際に地面に手をついたところ左腕を骨折(注)してしまい、日帰り手術(通院1日)を受け、その後27日間ギプスで固定し、2日間通院した。

(注) お支払いする傷害通院保険金の詳細は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。

傷害入院
保険金日額
5,000円

× 5倍 =

支払保険金
25,000円

傷害通院
保険金日額
3,000円

× 30日 =

支払保険金
90,000円

+

合計支払保険金

115,000円

補償範囲について

補償内容・保険料例等

サービス

お支払いする保険金
および費用保険金の説明

契約概要の説明

サービス

スポーツ中・旅行中などさまざまな日常生活シーンでしっかりサポート！

生活安心サポート

健康・医療ご相談

●24時間 365日

ケガや日常生活の体調不良等を相談したい方に

健康・医療のご相談

ケガ・病気や健康状態に関するご相談、お薬に関するご相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。

※1 緊急の場合や診断・治療に関すること等、ご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。

※2 お薬に関するご相談のご利用時間は、平日9～17時(土日・祝日、12/29～1/5を除きます)となります。



病院等をお探しの方に

病院情報のご提供

いつでもどこでもお探しの診療科目のある医療機関等全国各地の病院等の情報をご提供します。

※ このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいりません。



夜間休日に医療機関をお探しの方に

夜間休日医療機関情報のご提供

夜間でも休日でも診療可能な全国各地の医療機関の情報を提供します。

※ このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいりません。



ホームヘルパーサポート

●平日9～17時(土日・祝日、12/29～1/5を除きます)

ホームヘルパーをお探しの方に

ホームヘルパー業者のご紹介

家事を代行するホームヘルパーの派遣業者をご紹介します。

※1 ホームヘルパーの費用等は、ご利用いただく方の自己負担になります。

※2 一部離島や年末年始等、地域や時期によってはご紹介できない場合があります。



暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談

●平日13～17時(土日・祝日、12/29～1/5を除きます)

日常生活のトラブル(法律)等を相談したい方に

法律のご相談

日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。

※1 一般的なご質問については、専門のスタッフが応える場合があります。

※2 既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。



日常生活の税務等を相談したい方に

税務のご相談

日常生活における税務のご相談について、税理士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。

※ 一般的なご質問については、専門のスタッフが応える場合があります。



- サービスをご利用いただける方は保険契約者となります。保険契約者と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は被保険者となります。
 - ・保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用いただけない場合があります。
 - ・サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。・サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
 - ・サービスは、当社が委託している提携サービス会社をご提供します。
- 上記は「生活安心サポート」の概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「傷害保険サービスガイド」でご確認ください(Web約款を選択いただいた場合には、当社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」にログインのうえご確認をお願いします)。

“動画を撮るだけ”“録音するだけ”で転倒リスクや免疫機能低下リスクを確認！

CareWiz トルト for me

歩行機能を把握し、おすすめのトレーニングなどをご提案

歩行機能分析

- 利用者のスマートフォンなどで「歩行動画を撮影する」ことによって身体機能分析(速さ/よこゆれ/かたむきなどを元にAIが分析)を行い、分析結果を表示するとともに、おすすめのトレーニングなどを提案します。
 - 歩行機能を把握し、おすすめのトレーニングを実践することで、転倒事故などのケガの予防につながります。
- ※ 分析結果はあくまでも目安であり、ご利用者の状態を断定するものではありません。

ご契約前に『歩行機能分析』を実際にお試し！

① 下記コードを読み取り、 チェック開始

下記コードもしくはURL
(<https://kasai-syougai.com/?cd=aioinissaydowa-toruto-hansoku>)にアクセスして「チェックを開始する」ボタンを押下ください。



② 必要事項を入力

「利用規約」を押下し、表示される利用規約をご確認ください。年齢、性別、代理店コードまたは営業課支社コードを入力してください。

※代理店コードまたは営業課支社コードは代理店・扱者にお問合わせください。

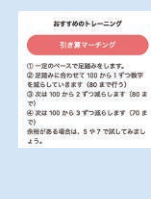
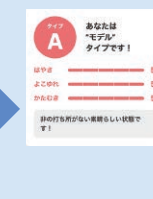
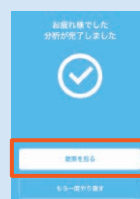
③ 歩行動画を撮影

- 画面に表示されている流れに沿って歩行動画を撮影します。
- 「個人情報」を押下し、表示される「個人情報の同意」をご確認ください。
- 確認後、「個人情報に同意して」の□部分にチェックを入れ、「録画に進む」ボタンを押下してください。
- 撮影の準備ができましたら「録画を開始する」ボタンを押下して歩行動画を撮影します。



④ 分析結果とおすすめ トレーニングなどをご案内

- 分析が終わりましたら「結果を見る」ボタンを押下ください。
- 分析結果とおおすすめのトレーニング方法などが表示されます。



※ご契約後は保険証券と共にお送りする「傷害保険サービスガイド」に記載のコードもしくはURLにアクセスしてご利用ください。(Web約款を選択いただいた場合には、当社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」にログインのうえご確認をお願いします)。

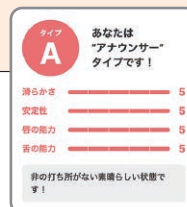
口腔機能を把握し、おすすめのトレーニングなどをご提案

口腔機能分析

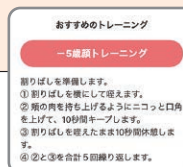
- 利用者のスマートフォンなどで“パ・タ・カ”と発音する音声を録音することによって口腔機能分析(滑らかさ/安定性/唇の能力/舌の能力などを元にAIが分析)を行い、分析結果を表示するとともに、おすすめのトレーニングなどを提案します。
- 口腔機能を把握し、おすすめのトレーニングを実践することで、免疫機能低下によるフレイル^(注)の予防につながります。

※ 分析結果はあくまでも目安であり、ご利用者の状態を断定するものではありません。

(注)「フレイル」とは、心身の活力(筋力、認知機能、社会とのつながりなど)が低下した状態をいい、誤嚥などの嚥下機能の低下につながります。



▲ 分析結果・おすすめトレーニングイメージ



- 上記サービス概要ならびに画面イメージは2024年4月時点のものであり、実際にご提供的内容とは異なる場合があります。
- サービスをご利用いただける方は保険契約者または被保険者(補償の対象となる方)となります。
- ご利用にあたっては、スマートフォンやパソコンなどが必要です。・サービス利用料は無料ですが、通信料はサービス利用者負担となります。
- サービスは、当社が委託している株式会社エクサホームケアがご提供します。
- サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

- 上記は「CareWiz トルト for me」の概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「傷害保険サービスガイド」でご確認ください(Web約款を選択いただいた場合には、当社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」にログインのうえご確認をお願いします)。

お支払いする保険金 および費用保険金のご説明①

1 傷害補償特約の補償内容

被保険者が被った「急激かつ偶然な外来の事故による傷害(「ケガ^(*)」といいます)」に対して次の保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※1 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 ※2 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	(1) 次のいずれかによるケガ ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用しての運転中の事故 ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注5) ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波 ⑧ 核燃料物質等の放射性・爆発性・有害な特性 (2) 次のいずれかの場合 ① 原因がいかなくとも、むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注6) ② 入浴中の溺水(注7)。ただし、当社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。 ③ 原因がいかなくとも、誤嚥(注8)によって発生した肺炎 ※細菌性食中毒・ウイルス性食中毒は、補償の対象になりません。
傷害後遺障害保険金	保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) ※1 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 ※2 保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	(3) 次のいずれかによって発生したケガ ① 被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ② 被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 ③ 乗用具(注9)を用いて競技等(注10)をしている間の事故 (4) 「交通事故危険のみ補償特約」をセットした契約の場合、上記(1)(2)のほか次のいずれかによるケガ ① 被保険者が次のいずれかに該当する間 ア. 交通乗用具を用いて競技等(注10)をしている間。ただし、下記ウ. に該当する場合は除き、軌道を有しない陸上の乗用具(注9)を用いて道路上で競技等(注10)をしている間については、保険金をお支払いします。 イ. 交通乗用具を用いて競技等(注10)を行うことを目的とする場所において、競技等(注10)に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間。ただし、下記ウ. に該当する場合は除き、道路上で競技等(注10)に準ずる方法・態様により軌道を有しない陸上の乗用具(注9)を使用している間については、保険金をお支払いします。 ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、軌道を有しない陸上の乗用具(注9)を用いて競技等(注10)をしている間または競技等(注10)に準ずる方法・態様により軌道を有しない陸上の乗用具(注9)を使用している間 ② 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間
傷害入院保険金	保険期間中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。	
傷害手術保険金	保険期間中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が手術(*)を受けた場合 (*)手術とは、次の診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術 ・歯科診療固有の診療行為 ② 先進医療(注1)に該当する診療行為(注2)	① 入院中(注3)に受けた手術 傷害入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 傷害入院保険金日額 × 5 ※1 1回の手術について、上記の算式によって算出した額をお支払いします。 ※2 次に該当する場合のお支払方法は以下のとおりです。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合、傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合、その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	

主な特約を記載しています。また、セットする特約により「保険金をお支払いする場合」「お支払いする保険金の額」「保険金をお支払いできない主な場合」が異なることがありますのでご注意ください。また、傷害死亡保険金は死亡した被保険者の傷害死亡保険金受取人に、それ以外の保険金はケガを被った被保険者にお支払いします。詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご参照ください。

※1 既に存在していた身体の障害または病気の影響等によりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

※2 「保険金をお支払いする場合」において、「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

※3 「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

※4 傷害事故の範囲および被保険者の範囲については、P17 ①商品の仕組み および ②被保険者の範囲をご参照ください。

(*) ケガとは、「急激かつ偶然な外来の事故」によるものをいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

急激…原因となった「事故」から結果としての「ケガ」までの過程が直接的で、時間的間隔のないこと等
 偶然…「事故の発生が偶然であるか」、「結果の発生が偶然であるか」、「原因、結果ともに偶然であるか」のいずれかであること
 外来…「ケガ」の発生が被保険者の身体の外からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと

例：料理中のやけど、交通事故による打撲、スポーツによる骨折 等 ※ 靴ずれ、しもやけ、腱鞘炎等は補償対象外となります。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害通院保険金	保険期間中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(注4)した場合	傷害通院保険金日額 × 通院日数 ※1 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数を限度とします。 ※2 通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギブス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(注11)以外の航空機(注11)を被保険者が操縦している間またはその航空機(注11)に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間 ④ 被保険者がグライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンのいずれかに搭乗している間 ⑤ 被保険者が職務として次に掲げる作業のいずれかに従事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害ア.交通乗用具への荷物等(注12)の積み込み作業、交通乗用具からの荷物等(注12)の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等(注12)の整理作業イ.交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業等

- (注1) 先進医療とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定める先進医療をいいます(先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りです)。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- (注2) 先進医療に該当する診療行為は、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り(診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。
- (注3) 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。
- (注4) 通院とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回にのみ通院したものとみなします。また、柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。
- (注5) テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
- (注6) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- (注7) 溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- (注8) 誤嚥とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- (注9) 乗用具とは、自動車または原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含みます)、ゴーカート、スノーモービル等をいいます。
- (注10) 競技等とは、競技、競争、興行(いずれもそのための練習を含みます)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行等の競技等に準ずるものを含みます。ただし、「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合は訓練を含みます。
- (注11) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機は、定期便であると不定期便であるとを問いません。
- (注12) 荷物等とは、荷物、貨物等をいいます。

2 傷害補償特約の補償条件に関する特約

傷害補償特約の補償条件を拡大する特約は、下記のとおりです。

特約名	概要
熱中症危険補償特約(死亡補償対象外型)	被保険者が急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いする特約です。ただし、傷害死亡保険金はお支払いの対象となりません。

お支払いする保険金 および費用保険金のご説明②

3 その他の費用等に関するオプション補償(特約)の補償内容

補償重複 マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複 マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(タフ・ケガの保険以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

特約名 (保険金の種類)	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
日常生活賠償特約 (日常生活賠償保険金) 補償重複	① 保険期間中の次のア.またはイ.の事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ② 日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等(*1)を運行不能(*2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ア.被保険者本人の居住の用に供される住宅(*3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ.被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (*1) 電車等とは、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (*2) 運行不能とは、正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (*3) 別荘等一時的に居住する住宅、敷地内の動産および不動産を含みます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 ⊕ 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 ⊖ 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 ⊖ 免責金額(注1)(0円) ※1 1事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 ※2 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ当社の承認を必要とします。 ※3 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 ※4 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意しない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。また、話し合いでの解決が困難な場合等、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。	(1) 次のいずれかによって発生した損害 ① 保険契約者、被保険者または法定代理人の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注2) ③ 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波 (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害 ① 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ② 専ら被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③ 被保険者と同居する親族(注3)に対する損害賠償責任 ④ 被保険者の使用人(家事使用人を含みません)が被保険者の業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ⑤ 被保険者と第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき、正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任(注4) ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧ 被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任 ⑨ 航空機、船舶・車両(原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 等

特約名 (保険金の種類)	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害補償特約 (1 事故 限度額型) (携行品損害 保険金) 補償重複 自動セット 新価保険特約 (携行品損害 補償特約用)	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災等)により、携行品(*)に損害が発生した場合 (*) 携行品とは、被保険者が住宅(敷地を含みます)外において携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。ただし、約款所定の「保険の対象に含まれないもの」を除きます。	損害の額 － 免責金額(注1) (1事故につき3,000円) ※1 1事故につき、携行品損害保険金額が限度となります。 ※2 損害の額は、再調達価額(注5)によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修理できる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修理費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修理費が再調達価額(注5)を超えるときは、再調達価額(注5)を損害の額とします。 ※3 損害の額は、1個、1組または1対あたり10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 ※4 携行品が盗難にあった場合は、警察への届け出が必要となります。	次のいずれかによって発生した損害 ①保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者と同居する親族(注3)の故意 ③自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用しての運転中の事故 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注2) ⑤地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波 ⑥差押え・没収・破壊等の公権力の行使 ⑦携行品の欠陥 ⑧携行品の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ⑨携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ等外観上の損傷または携行品の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わないもの ⑩偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故(故障等)。ただし、これらの事由により発生した火災による損害を含みません。 ⑪携行品である液体の流出。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を含みません。 ⑫携行品の置き忘れ・紛失等 等
	〈補償対象外となる主な携行品〉 ①船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます)、航空機およびこれらの付属品 ②自動車(自動二輪車を含みます)およびその付属品(自動車用電子式航法装置、ETC車載器を含みます) ③原動機付自転車およびその付属品 ④自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびこれらの付属品 ⑤無人機、ラジコン模型およびこれらの付属品 ⑥パソコン、タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ⑦携帯電話、スマートフォン、ポータブルナビ等の携帯式通信機器およびこれらの付属品 ⑧眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢その他これらに類する物 ⑨動物および植物等の生物 ⑩株券、手形その他の有価証券(乗車券、定期券、通貨および小切手を含みません)、印紙、切手、預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます)、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネーその他これらに類する物 ⑪運転免許証、パスポート、帳簿、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勳章、さ章、免許状その他これらに類する物(印章については補償対象となります) ⑫漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます) ⑬プログラム、データその他これらに類する物であって市販されていないもの 等		
受託物賠償責任補償特約 (受託物賠償 責任保険金) 補償重複	保険期間中に、受託物を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、損壊(*)・紛失・盗難が生じ、その受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 (*) 損壊とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐欺を含みません。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額(*) + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用 または判決日までの遅延損害金 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 － 免責金額(注1) (1事故につき5,000円) (*) 被害受託物の時価額が限度となります。 ※1 保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 ※2 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ当社の承認を必要とします。 ※3 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 ※4 受託物が盗難にあった場合は、警察への届け出が必要となります。	(1) 次のいずれかによって発生した損害 ①保険契約者、被保険者または法定代理人の故意 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用しての運転中の事故 ④被保険者に引き渡される以前から受託物に存在した欠陥 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注2) ⑥地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波 ⑦差押え・没収・破壊等の公権力の行使 ⑧受託物に発生した自然発火または自然爆発 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電気的事故・機械的事故(故障等) ⑩自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、腐敗、ひび割れ、剥がれ、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ⑪風、雨、雪、雹もしくは砂塵等の吹込み、漏入 (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害 ①被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ②専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③被保険者と同居する親族(注3)に対する損害賠償責任 ④被保険者と第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 ⑤被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑥受託物が委託者に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する損害賠償責任 ⑦受託物が使用不能になったことに起因する損害賠償責任(収益減少に基づく損害賠償責任を含みます) ⑧受託物について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に使用したことに起因する損害賠償責任 等
	〈補償対象外となる主な受託物〉 ①通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 ②貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに類する物 ③自動車(被牽引車を含みます)、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます)、航空機およびこれらの付属品 ④銃砲、刀剣その他これらに類する物 ⑤被保険者が山岳登山(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等)をいいます、職務以外の航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に用いられる用具 ⑥動物、植物等の生物 ⑦建物(畳、浴槽、電気、冷暖房設備その他の付属設備を含みます) ⑧門、塀または物置等の付属建物 等		

お支払いする保険金 および費用保険金のご説明③

特約名 (保険金の種類)	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用特約 (弁護士費用等保険金) (法律相談費用保険金) 補償重複	①日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害(*1)を被った被保険者が、法律上の損害賠償請求を行った結果、弁護士費用等を負担することによって損害を被った場合 ②日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害(*1)を被った被保険者が、法律相談を行った結果、法律相談費用を負担することによって損害を被った場合(*2) (*1)被害とは、被保険者が被った身体の障害、または住宅・被保険者の日常生活用財産の損壊(*3)または盗取をいいます。身体の障害とは、生命または身体を害することをいいます。 (*2)被害に対する法律相談が、被害の発生日からその日を含めて3年以内に開始されたときに限ります。 (*3)損壊とは、滅失、破損または汚損をいいます。 ※〈法律相談費用保険金の対象外となる費用〉をご参照ください。	【左記「保険金をお支払いする場合」の①の場合】 当社の同意を得て支出した、約款所定の弁護士費用等の額(*1) 【左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合】 当社の同意を得て支出した、約款所定の法律相談費用の額(*2) (*1)1事故(*3)につき被保険者1名ごとに300万円が限度となります。 (*2)1事故(*3)につき被保険者1名ごとに10万円が限度となります。 (*3)1事故とは、発生時期または発生場所にかかわらず、同一の原因から発生した一連の事故をいいます。 ※ 保険金をお支払いした後に次のいずれかに該当した場合は、弁護士費用等保険金の全部または一部を返還していただきます。 ・弁護士等への委任の取消等により着手金の返還を受けた場合 ・訴訟の判決に基づき、被害を被った被保険者が賠償義務者から弁護士費用等の支払いを受けた場合で、「判決で確定された弁護士費用等の額と既にお支払いした弁護士費用等保険金の額の合計額」が「被保険者が弁護士等に支払った費用の全額」を超過したとき	(1) 次のいずれかによって発生した被害 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 被保険者相互間の事故 ④ 自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中の事故 ⑤ 麻薬または大麻等の影響を受けているおそれがある状態での事故 ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注2) ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波 ⑧ 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染 ⑨ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑩ 診療、投薬、身体の整形、マッサージ等の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑪ 住宅または日常生活用財産自体の欠陥。ただし、これにより被保険者が身体の障害を被った場合を除きます。 ⑫ 住宅または日常生活用財産自体の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、腐敗、ひび割れ、剥がれ、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等もしくは詐欺、紛失 ⑬ 被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ⑭ 被保険者の業務の用に供される財産の損壊または盗取 ⑮ 被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊または盗取 (2) 被保険者が第三者との間に損害賠償に関する特別の約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任に関する弁護士費用等または法律相談費用を被保険者またはその法定相続人が負担することによって被る損害 等
〈法律相談費用保険金の対象外となる費用〉「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、被保険者またはその法定相続人が、次のいずれかの事由にかかわる法律相談を行うことによる損害 ①婚姻、離婚、親子関係、養子、親権、後見、扶養または相続 ②売買、金銭消費貸借契約、賃借権、雇用等 ③名誉毀損、肖像権またはプライバシーの侵害等の身体障害を伴わない人格権侵害 ④日照権、騒音、悪臭等、住宅または日常生活用財産の損壊または盗取を伴わない事由 ⑤損害保険契約、生命保険契約等			

(注1) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

(注2) テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

(注3) 親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

(注4) レンタル用品やゴルフ場のゴルフカート等、他人から借りたり預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。

(注5) 再調達価額とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。

環境配慮と社会貢献への取組み

下記注意事項もご確認ください

あいおいニッセイ同和損保は
ベルマーク運動に協賛しています。

「すべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたい」という願いのもと始まったベルマーク運動に、あいおいニッセイ同和損保は協賛会社として参加しています。



タフ・ケガの保険なら20点! + Web約款選択でプラス10点

ペーパーレス保険証券・Web約款をおすすめしています!

お客さまのパソコンやスマートフォン等から「ご契約内容」や「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」等を閲覧できます。紙の使用の削減等、環境保護にもつながりますので、ぜひお選びください。



お客さまがペーパーレス保険証券・Web約款を選択された件数に応じて、各地域のNPO団体や地方公共団体等へ寄付を行っており、地域に根差した環境保護活動に役立てられています。



ペーパーレス保険証券・Web約款を選択していただくにあたっての注意事項

●「ペーパーレス保険証券」は「eco保険証券」のペットネームです。「保険申込書」・「重要事項のご説明」・「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」・「ご契約者さま専用ページ」等の表示は、「ペーパーレス保険証券」ではなく、「eco保険証券」となります。

●ペーパーレス保険証券・Web約款の閲覧には、パソコン・スマートフォン等でのインターネット環境が必要となりますので、ご注意ください。また、インターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストール等が必要となりますが、機種・OSによりご利用できない場合があります。

●ペーパーレス保険証券は必ずWeb約款とセットでの選択となり、ペーパーレス保険証券のみの選択はできません。

●ペーパーレス保険証券・Web約款を選択された場合は「保険証券」、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」および「サービスガイド」は送付されません。代わりにペーパーレス保険証券・Web約款の利用方法を記載した「ご契約内容 確認方法のご案内(ID/パスワード)通知」ハガキをお届けしますので、当社ホームページから保険契約者専用Webサービス「ご契約者さま専用ページ」の利用規約に同意のうえ、ご契約内容をご確認ください。

●ペーパーレス保険証券・Web約款の閲覧には、保険契約者専用Webサービス「ご契約者さま専用ページ」の利用規約に同意していただくことが条件となりますので、あらかじめご了承ください。

●ペーパーレス保険証券を選択された場合は、このパンフレットに記載の「保険証券」を当社ホームページの「ご契約内容」と読み替えます。

事故対応サービス

あいおいニッセイ同和損保の
24時間365日事故対応サービス

It's MORE
いつも安心。もっと安心。

なら、いつも安心。
もっと安心。

事故の受付

保険金支払いの
可否判断

一般的な事故相談・
アドバイス

既に当社対応中
事案の相談・対応

事故の受付から保険金支払いまでのフロー

土日や深夜の事故でも迅速・的確に事故対応が可能です！

平日の夜

子どもが熱中症になり、入院しました。
これって補償の対象ですか？



お客様のセットされている特約によって
は補償の対象となる可能性がございます。
契約内容を確認させていただきます。

既に当社対応中事案の相談

対応中の事故に関する相談にも迅速・的確にお応えします！

土曜の昼

先日、自転車でぶつかってしまった方から
ケガが完治したとの報告を受けました。
今後どのように対応したらいいでしょうか？



それでは、お相手さまへ今後の説明をさせ
ていただきます。

※ 契約内容や事故の状況により、保険金お支払い可否の判断等、事故対応サービスの内容は異なります。

※ お客様や相手の方との面談による対応、保険金のお支払い手続き等は、平日の営業時間内での対応となります。

保険金請求書類のご提出

保険金お支払い内容の確定

保険金のお支払い

事故が起こった場合は

30日以内にご契約の代理店・扱者または以下のいずれかの方法で当社にご連絡ください。

ホームページによるご報告 公式HPトップ > 事故のご連絡

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/contact/accident/>

電話によるご連絡

あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター

0120-985-024 (無料)

- 受付時間[24時間365日]
- おかけ間違いにご注意ください。
- IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

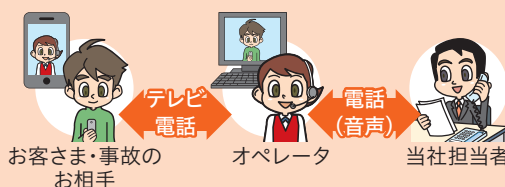
事故のご連絡



耳や言葉の不自由なお客さまも、
Web機能や「手話・筆談通訳サー
ビス」を使ってあんしんサポート
センターへご連絡いただけます。
詳細およびご利用は当社ホーム
ページをご参照ください。

【手話・筆談通訳サービス】

テレビ電話を通じて、お客さまとオペレータ
が手話や筆談でやりとりし、それと同時に当
社担当者へ電話(音声)にて通訳します。



契約概要のご説明

保険商品の内容をご理解いただくための事項を、この「契約概要のご説明」に記載しています。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 商品の仕組み

①商品の仕組み

- (1) タフ・ケガの保険は、保険期間中に被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって傷害（「ケガ」といいます）を被った場合に保険金をお支払いする保険です。
- (2) タフ・ケガの保険の補償は、2つの基本となる補償（普通傷害または交通傷害）により構成されています。いずれかの補償をお選びください。

傷害事故の範囲	基本となる補償	基本となる補償の特約
普通傷害	急激かつ偶然な外来の事故によるケガの補償 (交通事故を含む日常生活におけるさまざまなケガ)	傷害補償特約
交通傷害	急激かつ偶然な外来の事故によるケガの補償 (交通事故によるケガ)	傷害補償特約 交通事故危険のみ補償特約

②被保険者の範囲

- (1) 被保険者本人としてご加入できる方は、始期日時点における年令が満69才以下の方となります。
- (2) 傷害事故の被保険者の範囲は、次のとおりです。ご希望の型をお選びください。なお、同居・別居の別や続柄は、保険金支払事由発生時のものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

型	被保険者の範囲		
	本人(注1)	配偶者(注2)	同居の親族(注3)・別居の未婚(注4)の子
本人型	○	—	—
夫婦型	○	○	—
家族型(注5)	○	○	○
配偶者対象外型(注5)	○	—	○

- (3) 日常生活賠償特約、受託物賠償責任補償特約、弁護士費用特約における被保険者の範囲は、次のとおりです。
● 本人 ● 本人の配偶者(注2) ● 本人またはその配偶者(注2)の同居の親族(注3)・別居の未婚(注4)の子
※1 日常生活賠償特約、受託物賠償責任補償特約において、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族(注6)を被保険者としてします。
※2 上記(3)以外でも特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご確認ください。
(注1) 本人とは、保険申込書の被保険者欄に記載の方をいいます。なお、被保険者欄に記載がない場合には、申込人（保険契約者）が被保険者本人となります。
(注2) 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
(注3) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
(注4) 未婚とは、これまでに婚姻歴のないことをいいます。
(注5) 家族型では、「本人またはその配偶者(注2)の同居の親族(注3)」または「本人またはその配偶者(注2)の別居の未婚(注4)の子」をいいます。配偶者対象外型では、「本人の同居の親族(注3)」または「本人の別居の未婚(注4)の子」をいいます。
(注6) 親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

2 基本となる補償 等

- (1) 基本となる補償
「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」 1 傷害補償特約の補償内容をご参照ください。詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご参照ください。
- (2) 保険金額の設定
保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額は、保険申込書をご確認ください。
● 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年令・収入等に照らして適正な額となるように設定してください。
なお、傷害死亡・後遺障害保険金額は、次のいずれかに該当する場合、他の保険契約等と合計して、被保険者1名につき1,000万円(注)が限度となります。
①被保険者が始期日時点で満15才未満の場合
②保険契約者と被保険者本人が異なるご契約において、被保険者の同意が確認できない場合
ただし、上記にかかわらず、配偶者・親族の傷害死亡・後遺障害保険金額は他の保険契約等と合算して1,000万円(注)が限度となります。
(注) 特約により保険金を追加・増額・倍額してお支払いするご契約の場合は、追加・増額・倍額後の金額を適用します。
● 保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。
公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。
- (3) 主な特約の概要
「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」 2 傷害補償特約の補償条件に関する特約および 3 その他の費用等に関するオプション補償（特約）の補償内容をご参照ください。詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご参照ください。
- (4) 保険期間および補償の開始・終了時期
①保険期間：1年間
②補償の開始：始期日の午後4時（保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）
③補償の終了：満期日の午後4時

3 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

① 保険料の決定の仕組み

- (1) 保険料は保険金額等により決まります。実際に契約する保険料は、保険申込書をご確認ください。
 (2) この保険の最低保険料は1保険契約につき1,000円となります。詳細は代理店・扱者または当社にお問合わせください。

② 保険料の払込方法

- (1) 保険料は、次のとおりキャッシュレスで払い込むことができます(現金によりご契約と同時に全額を払い込むことも可能です)。

ただし、代理店・扱者やご契約の内容によっては取扱いできない払込方法があります。

※ 現金で払い込んだ場合、当社所定の保険料領収証を発行します。

[○:選択できます/×:選択できません]

主な払込方法	概要	分割払(月払)(注1)	一時払
口座振替	ご契約の保険料を払い込む場合に、指定口座からの口座振替によって払い込む方法です。	○	○
クレジットカード払(売上票方式)	ご契約の保険料を一括して払い込む場合に、当社の指定するクレジットカードによって払い込む方法です。	○(注2)	○
払込票払	ご契約の保険料を一括して払い込む場合に、当社所定の払込取扱票によって保険料スマホ決済サービス、コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行(郵便局)またはペイジーで払い込む方法です。	×	○

(注1) 保険料割増が適用されます。

(注2) 契約締結時の初回保険料のみ選択できます。

- (2) 保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除き、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください。始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故等に対しては保険金をお支払いできません。

4 団体扱・集団扱のご契約について

お勤め先や所定の集団と当社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、団体扱・集団扱で払い込むことができます。団体扱または集団扱で契約できるのは、保険契約者および被保険者が下表に該当する場合に限ります。詳細は代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険期間の途中で保険契約者が下表に該当しなくなった場合は、満期日までの残りの保険料を一括して払い込んでいただくことや、現在のご契約を解約して新たな契約をしていただくことがあります。

	団体扱	集団扱
保険契約者	団体に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方またはその団体を退職した方等	(1) 集団の所属員(次のいずれかに該当する方) ① 集団に勤務する方(役員・従業員等) ② 集団を構成する個人・法人 ③ 上記②に勤務する方(役員・従業員等) ④ 上記②を構成する個人・法人 ⑤ 上記④に勤務する方(役員・従業員等) (2) 集団自身
被保険者	次のいずれかに該当する方 ① 保険契約者 ② 保険契約者の配偶者 ③ 「保険契約者またはその配偶者」の同居の親族 ④ 「保険契約者またはその配偶者」の別居の扶養親族	次のいずれかに該当する方 (1) 保険契約者またはその構成員 (2) 上記(1)の配偶者 (3) 「上記(1)またはその配偶者」の同居の親族 (4) 「上記(1)またはその配偶者」の別居の扶養親族

5 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

6 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社にお申し出ください。

- (1) ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
 (2) 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合は 下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
カスタマーセンター

0120-721-101
(無料)

- 受付時間[平日 9:00~17:00]
- 土日・祝日および年末年始は休業させていただきます。

事故が起こった場合は

30日以内にご契約の代理店・扱者
または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター

0120-985-024
(無料)

- 受付時間[24時間365日]
- IP電話からは**0276-90-8852(有料)**におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関

当社との間で問題を解決できない場合は

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)]

日本損害保険協会

そんぽADRセンター

0570-022-808

- 受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
- 携帯電話からも利用できます。
- 電話リレーサービス、IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

保険に関するお問い合わせ

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

保険に関するお問い合わせについては、右のコードもしくは当社ホームページ
(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>) からご確認いただくか、下記までご連絡ください。

0120-101-101 (無料)

アクセスはこちら



●お問い合わせの内容によっては、
代理店・扱者または当社営業店・
サービスセンター等にお取次ぎ
させていただきます場合があります。



ペット保険
「ワンにゃんdeきゅん」



「ワンにゃんdeきゅん」の
商品内容などの詳細は、
こちらから
ご確認ください。



「タフ・ケガの保険」をご契約されているお客さまは、当社ペット保険
「ワンにゃんdeきゅん」の**保険料が5%割引**になります。

※1「ワンにゃんdeきゅん」はペット保険のペットネームです。 ※2 割引の適用には条件があります。詳細は代理店・扱者または当社にお問合わせください。
※3 代理店・扱者により、上記商品をお取扱いしていない場合がございます。

“TOUGH(タフ)”シリーズ商品ラインアップのご案内

3つのコンセプトでお客さまに
「タフな安心を」お届けします。



日常生活やスポーツ中、
旅行中等のさまざまな事
故によるケガを補償します。

3つのコンセプトを実現する商品ラインアップで
お客さまをしっかり守ります。

タフな安心を、あなたに。



充実した補償とサービス
で、あなたのカーライフ
に安心をお届けします。



充実した補償とサービス
で、あなたの建物・家財
等をお守りします。

“TOUGH”シリーズ商品の詳細は当社ホームページからご確認ください。▶▶▶ あいおいニッセイ同和損保

検索

※ 代理店・扱者により、上記商品をお取扱いしていない場合がございます。

- このパンフレットは「タフ・ケガの保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページでご参照ください。もしくは、代理店・扱者または当社にご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていきますので、お確かめください（団体扱・集団扱契約、保険料を口座振替で払い込むご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります）。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券（ペーパーレス保険証券を選択したお客さまは、「ご契約内容 確認方法のご案内（ID / パスワード）通知」ハガキ）が届かない場合は、当社にお問合わせください。
- ご契約内容や募集状況等の確認のため、後日、当社または当社委託会社の担当者がご連絡・訪問することがあります。
- 「タフ・ケガの保険」は傷害補償特約をセットしたパーソナル生活補償保険のペットネームです。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理等の業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として保険申込書に記入してください。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 事故が起こった場合、事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご契約の代理店・扱者または当社にご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。また、賠償責任・法律相談費用・弁護士費用等を補償する特約をご契約の場合、賠償事故・被害事故に関わる示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず当社とご相談のうえ、すすめてください。
- このパンフレットに掲載の保険料は令和6年10月現在の保険料に基づくものですので、保険料の改定等により変更となることがあります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

(240501) (2024年5月承認) GA24-300086 (30-695)



立ちどまらない保険。

MS&AD あいおいニッセイ同和損保

パーソナル生活補償保険

令和5年1月以降始期契約用

重要事項のご説明

1 はじめに

- この書面は、タフ・ケガの保険(注)に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。
ご契約前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
(注)「タフ・ケガの保険」は傷害補償特約をセットしたパーソナル生活補償保険のペットネームです。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。必要に応じて当社ホームページ(<https://web-yakkan.aioinissaydowa.co.jp/clause/item/list>)に掲載のWeb約款をご覧ください。必要に応じて当社ホームページ(<https://web-yakkan.aioinissaydowa.co.jp/clause/item/list>)に掲載のWeb約款をご覧ください。
- 「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、ご契約後、保険証券(注)とともにお届けします。ご契約時にWebで閲覧する方法(eco保険証券・Web約款)を選択されたお客さまは、当社ホームページをご確認ください(書面の保険証券や「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」はお届けしません)。
(注) 保険継続証を発行している場合は「保険継続証」と読み替えます。以下同様とします。
- ご契約の手続き完了後、1か月を経過しても保険証券(eco保険証券を選択したお客さまは、「ご契約内容 確認方法のご案内」(ID/パスワード)通知)ハガキ)が届かない場合は、当社までお問い合わせください。
- ご契約内容や募集状況等の確認のため、後日、当社または当社委託会社の担当者にご連絡・訪問することがあります。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご契約後も保管してください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

2 マークのご説明

契約概要

保険商品の内容を
ご理解いただくた
めの事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にと
って不利益になる事項等、特に
ご注意ください事項

しおり

このマークの項目は、「ご契
約のしおり(普通保険約款・
特約)」に記載しています。

3 この書面の構成

- I 契約締結前におけるご確認事項 …P2～5
- 商品の仕組み
 - 基本となる補償 等
 - 保険料の決定の仕組みと払込方法 等
 - 満期返れい金・契約者配当金
- II 契約締結時におけるご注意事項 …P6
- 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)
 - クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)
 - 傷害死亡保険金受取人
- III 契約締結後におけるご注意事項 …P6
- 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)
 - 解約と解約返れい金
 - 被保険者からの解約
- その他ご留意いただきたいこと …P7～8

4 本紙で用いる用語の説明

危 険	傷害または損害等の発生の可能性をいいます。	普通保険約款	保険契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
親 族	6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。	保 険 金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される傷害または損害等が発生した場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
他の保険契約等	保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。	保 険 金 額	保険契約により保険金をお支払いする事由が発生した場合に、当社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
特 約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。	保 険 契 約 者	当社に保険契約の申込みをする方であって、保険料の支払義務を負う方をいいます。
配 偶 者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。	保 険 料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
被 保 険 者	保険契約により補償の対象となる方をいいます。		

5 お問い合わせ窓口

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
カスタマーセンター **0120-721-101** (無料)

- 受付時間[平日9:00～17:00]
- 土日・祝日および年末年始は休業させていただきます。

事故が起こった場合

30日以内にご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター **0120-985-024** (無料)

- 受付時間[24時間365日]
- おかけ間違いにご注意ください。
- IP電話からは**0276-90-8852**(有料)におかけください。

指定紛争解決機関

注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

「ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)」 **0570-022-808**

- 受付時間[平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
- 携帯電話からも利用できます。
- 電話リレーサービス、IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

I 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

契約概要

(1) 商品の仕組み

この説明書では「**タフ・ケガの保険**」を説明しています。
タフ・ケガの保険の補償は、2つの基本となる補償(普通傷害または交通傷害)により構成されています。いずれかの補償をお選びください。
また、主な特約は次のとおりです。

傷害事故の範囲	基本となる補償	基本となる補償の特約
普通傷害	急激かつ偶然な外来の事故によるケガの補償 (交通事故を含む日常生活におけるさまざまなケガ)	傷害補償特約
交通傷害	急激かつ偶然な外来の事故によるケガの補償 (交通事故によるケガ)	傷害補償特約 交通事故危険のみ補償特約



[●：普通傷害、交通傷害共通 ■：普通傷害をご契約の場合のみ]

補償の種類	任意にセットできる主な特約	自動でセットされる主な特約
ケガの補償	● 傷害部位・症状別保険金補償特約 ■ 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 ■ 食中毒補償特約(条件付死亡補償型) ■ 熱中症危険補償特約(死亡補償対象外型) ● 天災危険補償特約	● 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約
費用・賠償に関する補償	● 日常生活賠償特約 ● 受託物賠償責任補償特約 ● 弁護士費用特約 ■ 救援者費用等補償特約 ■ 疾病による家事代行費用等補償特約 ● 携行品損害補償特約(1事故限度額型) ● ホールインワン・アルバイト費用補償特約 ■ 育英費用補償特約 ■ 傷害による家事代行費用等補償特約	
その他の補償	● 就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約	

(2) 被保険者の範囲

- ①被保険者本人となる方は、始期日時点における年齢が満69才以下の方となります。
- ②傷害事故の被保険者の範囲は、次のとおりです。ご希望の型をお選びください。なお、同居・別居の別や続柄は、保険金支払事由発生時のものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでのいう同居には該当しません。

型	傷害事故の被保険者の範囲		
	本人(注1)	配偶者	親族(注3)
本人型	○	—	—
夫婦型	○	○	—
配偶者対象外型	○	—	○
家族型	○	○	○

(注1) 本人とは、保険申込書の被保険者欄に記載の方をいいます。(注2)
(注2) 被保険者欄に記載がない場合には、申込人(保険契約者)が被保険者となります。
(注3) 配偶者対象外型では、「本人の同居の親族」または「本人の別居の未婚(注4)の子」をいいます。家族型では、「本人またはその配偶者の同居の親族」または「本人またはその配偶者の別居の未婚(注4)の子」をいいます。
(注4) 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

③日常生活賠償特約、受託物賠償責任補償特約、弁護士費用特約における被保険者の範囲は、次のとおりです。

●本人 ●本人の配偶者 ●本人またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚(注5)の子

※日常生活賠償特約、受託物賠償責任補償特約において、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督するその方の親族(注6)を被保険者とします。

(注5)未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注6)親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

④育英費用補償特約の被保険者として加入いただける方は、次の両方に該当する方となります。

- 満期日において満22才以下の方または、始期日において学校教育法に定める学校に在籍する方もしくは入学手続きを終えた方
- 扶養者がいる方

※上記③、④以外でも特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

2. 基本となる補償等

(1) 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。保険金の種類は複数のパターンで組み合わせることができます。

また、保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。

詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合 ※傷害事故の範囲が交通傷害の場合は、交通事故によるケガに限り、保険金をお支払いします。	保険金をお支払いできない主な場合
傷害補償特約	傷害死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ ●自殺行為によるケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注1) ●細菌性食中毒およびウイルス性食中毒(食中毒補償特約(条件付死亡補償型)をセットする場合は、保険金をお支払いします(注2)) ●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転中のケガ ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(天災危険補償特約をセットする場合は、保険金をお支払いします) ●入浴中の溺水(当社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合は、保険金をお支払いします) ●原因がいかなくとも、誤嚥(えん)によって発生した肺炎など (注1)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (注2)傷害死亡保険金については、約款所定の条件に該当した特定の時間帯または特定の場所にいる間(就業中(通勤途上を含みます)、学校等の管理下中、旅行中(日帰りの国内旅行は含みません)、団体の管理下中、行事参加中、施設内入場中)において細菌性食中毒またはウイルス性食中毒の原因となった食物を摂取した場合に限りお支払いします。 【傷害事故の範囲が普通傷害の場合】 ●テストライダー、オートバイ競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー、プロレスラー等の危険な職業に従事中のケガ ●乗用具を用いて競技等をしている間のケガ ●ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガなど 【傷害事故の範囲が交通傷害の場合】 ●交通乗用具(注3)を用いて競技等をしている間のケガ ●職務として交通乗用具(注3)への荷物等の積み込み作業、積卸し作業、整理作業をしている間のケガ ●職務として交通乗用具(注3)の修理、点検、整備、清掃の作業をしている間のケガ ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガなど (注3)電車、自動車(スノーモービルを含みます)、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます)、エレベーター等、特約に定められたものをいいます。
	傷害後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じて合算し、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	傷害入院保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、傷害入院の日数に対して、1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間(180日)が満了した日の翌日以降の傷害入院に対しては保険金をお支払いしません。	
	傷害手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の手術を受けた場合に、1回の手術について、次の額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術 傷害入院保険金日額 × 10 ②①以外の手術 傷害入院保険金日額 × 5	
	傷害通院保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の通院(往診、訪問診療およびオンライン診療を含みます)をした場合に、傷害通院の日数に対して、1日につき傷害通院保険金日額をお支払いします。ただし、1事故につき、30日を限度とします。 また、事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院に対しては保険金をお支払いしません。 ※企業等の災害補償規定等特約をセットする場合、および傷害死亡保険金受取人を勤務先に指定した場合のみ支払限度日数を90日に変更することができます。	

※既に存在していた身体の障害または病気の影響等によりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(2) 保険金額の設定 契約概要

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまのご契約の保険金額は、保険申込書をご確認ください。

- 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入等に照らして適正な額となるように設定してください。なお、傷害死亡・後遺障害保険金額は、次のいずれかに該当する場合、他の保険契約等と合計して、被保険者1名につき1,000万円(注)が限度となります。

- ①被保険者が始期日時時点で満15才未満の場合
- ②保険契約者と被保険者が異なるご契約において、被保険者の同意が確認できない場合

ただし、上記にかかわらず、配偶者・親族の傷害死亡・後遺障害保険金額は他の保険契約等と合算して1,000万円(注)が限度となります。

(注)特約により保険金を追加・増額・倍額してお支払いするご契約の場合は、追加・増額・倍額後の金額を適用します。

- 保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

(3) 主な特約の概要 契約概要

日常生活賠償特約	日本国内または国外において発生した次の事故で、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合、または日本国内において発生した次の事故で、被保険者が電車等を運行不能にさせ法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額および訴訟費用等をお支払いする特約です。 ①被保険者本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故
ホールインワン・アルパトロス費用補償特約(注1)	日本国内のゴルフ場(9ホール以上を有する有料施設)において、アマチュアゴルファーである被保険者が、パー35以上9ホールをラウンドするゴルフ競技中にホールインワンまたはアルパトロスを達成したことにより、慣習として約款所定の費用を負担した場合に、保険金をお支払いする特約です。 ※保険金お支払い時に、当社の求めるホールインワン・アルパトロスを証明できるものが必要になります。詳細は特約をご確認ください。 ※キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。 ただし、次の場合にかぎり、保険金をお支払いします。 ・同伴競技者以外の第三者の目撃(注2)がある場合 ・ホールインワンまたはアルパトロスの達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合
育英費用補償特約(注1)	扶養者(注3)が急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に、死亡または約款所定の後遺障害が発生したことにより、被保険者が扶養されなくなった場合に、保険金の全額をお支払いする特約です。
自動継続特約	保険申込書に記載された継続年齢まで、毎年、前年契約と同一の内容で自動的に継続(注4)する特約です(特に継続年齢の指定がない場合は、継続契約における始期日時点の被保険者本人の年齢が満69才(育英費用補償特約をセットした場合は満69才またはこの特約の被保険者の年齢が満21才のいずれか)となるまでとなります)。また、ご契約初年度に告知・同意した内容は、継続契約においても引き継がれます。 継続内容の変更や継続の中止を希望する場合は、満期日の属する月の前月10日までに代理店・扱者または当社までご連絡ください。保険金支払または請求があった場合等には、当社より自動継続を中止することがあります。この場合、満期日の属する月の前月10日までにご連絡します。
携行品損害補償特約(1事故限度額型) ※新価保険特約(携行品損害補償特約用)が自動セットされます。	偶然な事故により、被保険者の居住の用に供される住宅(敷地を含みます)外において携行している身の回り品(注6)に損害が発生した場合に、保険金をお支払いする特約です。

(注1)この費用を補償する他の保険契約等(共済契約または異なる保険種類の特約を含みます)を複数契約されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金はお支払いできませんのでご注意ください。

(注2)目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することをいいます(達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません)。

(注3)この特約の被保険者を扶養する方で保険申込書の扶養者氏名欄に記載された方となります。

(注4)継続契約には、この保険契約に適用される特約が適用されるものとします。ただし、継続契約の始期日における制度または料率等(注5)を適用しますので、継続前の契約と異なる場合があります。

(注5)制度または料率等とは、普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等をいいます。

(注6)被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。ただし、一部保険の対象に含まれない動産(スマートフォン、携帯電話、パソコン、眼鏡、漁具等)があります。

※特約の詳細および記載のない特約については普通保険約款・特約をご確認ください。

(4) 複数のご契約があるお客さまへ 注意喚起情報

次の特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(タフ・ケガの保険以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主な特約〉

今回タフ・ケガの保険にセットする特約	補償の重複が発生する他の保険契約の例(注)
日常生活賠償特約	自動車保険の日常生活賠償特約
携行品損害補償特約(1事故限度額型)	火災保険の自宅外家財特約
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	ゴルフ保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約
育英費用補償特約	学生・子ども総合保険の育英費用保険金

(注) 他の保険契約は、商品により特約名称が異なる場合があります。

(5) 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

- ① 保険期間：1年間
- ② 補償の開始：始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)
- ③ 補償の終了：満期日の午後4時

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

(1) 保険料の決定の仕組み

契約概要

- ① 保険料は保険金額等により決まります。実際に契約する保険料は、保険申込書をご確認ください。
- ② この保険の最低保険料は1保険契約につき1,000円となります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

最低保険料の取扱いについて知りたい場合
しおり「最低保険料について」参照

(2) 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

- ① 保険料は、次のとおりキャッシュレスで払い込むことができます(現金によりご契約と同時に全額を払い込むことも可能です)。ただし、代理店・扱者やご契約内容によっては取扱いできない払込方法があります。
- ※ 現金で払い込んだ場合、当社所定の保険料領収証を発行します。

[○：選択できます ✕：選択できません]

主な払込方法	分割払(月払)(注1)	一時払
口座振替	○	○
クレジットカード払(売上票方式)	○(注2)	○
払込票払	✕	○

(注1) 保険料割増が適用されます。
(注2) 契約締結時の初回保険料のみ選択できます。

- ② 保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除き、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください。始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故等に対しては保険金をお支払いできません。

勤務先や所属する団体等を通じて保険料を払い込む場合
しおり「団体扱・集団扱のご契約について」参照

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

- ① 口座振替または払込取扱票により払い込む初回保険料(注1)および第2回目以降の分割保険料は、保険料払込期日までに払い込んでください。
保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合、保険料払込期日の翌月末日まで払込みの猶予があります(注2)が、猶予期間を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。
- (注1) 一時払保険料を含みます。
- (注2) 口座振替については、保険契約者に故意および重大な過失がない場合に限り、保険料払込期日の翌々月末まで払込みを猶予します。なお、分割保険料の口座振替が2か月連続でできないことが保険期間中に2回以上となる場合には、原則として満期日までの未払込分の保険料全額を一括して請求します。
- ② 分割払(月払)でご契約の場合、当社が傷害死亡保険金をお支払いすべき事故が発生したときには、当社は未払込分の保険料を請求することがあります。

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要となります。
当社にて初回保険料の払込みを確認した後に、保険金をお支払いします。

4. 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。

この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

告知事項

- ① 同じ被保険者について身体のケガまたは損害賠償責任に対して保険金が支払われる他の保険契約等(注)の有無
- ② 被保険者の「生年月日」「年令」

(注) パーソナル生活補償保険、普通傷害保険、賠償責任保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

2. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

注意喚起情報

この保険は保険期間が1年のみとなるため、ご契約のお申込み後、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

3. 傷害死亡保険金受取人

注意喚起情報

- (1) 被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。
- (2) 被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者本人の同意を得てください。なお、同意のないまま契約された場合、保険契約は無効となります。
- (3) 被保険者本人以外の被保険者については、その被保険者の法定相続人が傷害死亡保険金受取人となり、傷害死亡保険金受取人の変更はできません。

※ 企業等が保険契約者および傷害死亡保険金受取人となり、従業員等を被保険者とする場合は、保険契約者から、被保険者(従業員等)のご家族等に対し、保険の加入についてご説明ください。

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

次の事実が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- ① 保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ② 特約の追加等、契約条件を変更する場合
- ③ (育英費用補償特約をセットした契約のみ) 扶養者の変更が発生した場合

2. 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社までお申し出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

3. 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にご契約の解約を求めることができます。

この場合、保険契約者はご契約を解約しなければなりません。

※ 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

保険契約者と被保険者が異なる場合で、被保険者が解約を希望するとき

 「被保険者による保険契約の解約請求について」参照

その他ご留意いただきたいこと

1 事故が起こった場合

事故が起こった場合、事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご契約の代理店・扱者または当社にご連絡ください。

ご連絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

また、賠償責任・法律相談費用・弁護士費用等を補償する特約をご契約の場合、賠償事故・被害事故に関わる示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず当社とご相談のうえ、おすすめてください。

保険金の請求を行う場合は、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金のご請求時にご提出いただく書類」に定める書類等をご提出いただく必要があります。

事故時の手続き等について知りたい場合

 「事故が起こった場合の手続き」参照

2 親族連絡先制度について

親族連絡先制度とは、保険契約者に連絡がつかない場合の連絡先として、保険契約者の親族をあらかじめ登録することができる制度です。

連絡先親族(注)を登録する場合で、次のいずれかに該当するときは、この保険契約の内容を連絡先親族に開示します。

(注) 保険契約者が親族の同意を得たうえで、この保険契約の連絡先として当社に登録した親族をいいます。なお、親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

- ① 連絡先親族から、この保険契約の内容に関する照会が代理店・扱者または当社にあった場合
- ② 代理店・扱者または当社から保険契約者への連絡が必要な場合で、かつ保険契約者への連絡がつかない場合
- ③ 当社またはグループ会社の商品・サービスを、連絡先親族にご案内する場合

なお、この保険契約に「自動継続特約」をセットしている場合で、自動継続特約の申し出期限までに保険契約者から連絡先親族の変更・削除の申し出がないときは、同一の連絡先親族が継続契約にも引き継がれ、上記同様に取り扱います。

3 個人情報の取扱い 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- | | |
|--------------------------|--|
| ① 当社およびグループ会社の商品・サービス等の例 | 損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス |
| ② 提携先等の商品・サービスのご案内の例 | 自動車購入・車検の斡旋 |

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

● 契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

● 再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

4 契約取扱者の権限 注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理等の業務を行っています。

したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましても、当社と直接契約されたものとなります。

5 危険を有する職業に変更した場合のご注意【傷害事故の範囲が普通傷害の場合】

被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー、プロレスラー等の職業に変更した場合は、その職業に従事中のケガについては保険金をお支払いできません。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

6 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、当社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

7 継続契約について

- 保険金請求状況や年齢等によっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや、補償内容を変更することがあります。
- 当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

8 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。

ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

その他、以下の項目は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

 「ご契約内容および事故報告内容の確認について」

 「無効、取消し、失効について」